

議 事 日 程 （第 1 号）

平成30年 6 月 1 日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報 第 4 号 平成29年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報 第 5 号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報 第 6 号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議 第 80 号 下呂庁舎耐震補強等工事（建築）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 8 議 第 81 号 旧下呂町一般廃棄物最終処分場法面崩壊防止工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議 第 82 号 財産の取得について
- 日程第10 議 第 83 号 字の区域の変更について
- 日程第11 議 第 84 号 調停の成立について
- 日程第12 議 第 85 号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議 第 86 号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議 第 87 号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 第 88 号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 第 89 号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 第 90 号 財産の譲与について
- 日程第18 議 第 91 号 財産の譲与について
- 日程第19 議 第 92 号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第20 議 第 93 号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議 第 94 号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第22 議 第 95 号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第23 議 第 96 号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第24 議 第 97 号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第25 議 第 98 号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 1 号）

日程第26 議第99号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第27 議第100号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）

日程第28 議第101号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

議長	今井政嘉	1番	尾里集務
2番	中島ゆき子	3番	田中副武
4番	今井政良	6番	各務吉則
7番	宮川茂治	8番	中島博隆
9番	伊藤巖悟	10番	一木良一
11番	吾郷孝枝	12番	中島新吾
13番	中島達也（途中より欠席）	14番	中野憲太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部秀洋	副市長	村山鏡子
教育長	大屋哲治	監査委員	杉山好巳
市長公室長	桂川国男	総務部長	星屋昌弘
教育部長	今井藤夫	観光商工部長	細江博之
消防長	田口伸一	会計管理者	山中昌弘
金山病院事務局長	加藤宗広	健康福祉部長	岡崎和也
生活部長	二村忠男	建設部長	長江寛
萩原振興事務所長	大坪仁文	下呂振興事務所長	齋藤和弘
環境部長	岩佐靖	農林部長	河合修
馬瀬振興事務所長	藤澤友治	小坂振興事務所長	林利春
金山振興事務所長	澤田勤之		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二村勝浩	書記	見廣洋始
書記	青木秀史		

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井政嘉君）

御苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しています。

なお、本日、13番 中島達也議員より、午前11時ごろからの欠席届が出ておりますので、御了承願います。

これより平成30年第3回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政嘉君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番 中島新吾君、14番 中野憲太郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今井政嘉君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの21日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの21日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（今井政嘉君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、住民監査請求に係る監査結果について、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

◎報第4号から報第6号までについて（報告・質疑）

○議長（今井政嘉君）

日程第4、報第4号 平成29年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第5号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第6号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上、本3件の報告を求めます。

最初に、報第4号について報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、報第4号 平成29年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

この報告につきましては、平成29年度から平成30年度に繰り越ししました一般会計の繰越明許費につきまして、平成30年5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないと定められている地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。平成30年6月1日提出。

2ページをお開きください。

平成29年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書です。

繰り越し事業につきましては、3月定例議会において議決をいただいたもので、最上段の財産管理諸経費臨時（旧白草保育園解体事業）を初め、全9件でございます。

繰越限度額としましては、このページの最下段のとおり、全体で2億4,473万4,000円を予定しておりましたが、翌年度繰越額は全体で2億3,500万9,000円となりました。減額となった主な理由は、平成29年度の支出見込み額が想定より多く支出されたこと、工事費の減額によるものでございます。

それぞれの款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、報第5号及び報第6号について報告を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

議案書3ページのほうをよろしくお願いたします。

報第5号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告させていただきます。

平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書は、第146条第2項の規定によって報告させていただきます。平成30年6月1日提出。

4 ページをよろしくお願ひします。

3 款施設整備費、1 項の施設整備費でございます。

事業名といたしましては、ごらんのとおり 2 件の繰り越しで、合計金額が8,760万3,000円、翌年度繰越額も同額となっております。財源につきましては、右のほうに記載してございますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、5 ページをよろしくお願ひいたします。

報第 6 号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

平成29年度下呂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を第146条第 2 項の規定により報告させていただきます。平成30年 6 月 1 日提出。

6 ページをよろしくお願ひいたします。

3 款施設整備費、1 項施設整備費で、事業名につきましてはごらんのとおりでございます。金額及び翌年度繰越額は同額で2,346万9,000円となっております。財源につきましては、右側に記載してございますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（今井政嘉君）

これより、本 3 件の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これにて、報第 4 号から報第 6 号の報告を終わります。

◎議第80号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

日程第 7、議第80号 下呂庁舎耐震補強等工事（建築）請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

議第80号の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の 7 ページをお開きください。

議第80号 下呂庁舎耐震補強等工事（建築）請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めます。

1. 工事名、下呂庁舎耐震補強等工事（建築）。
2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。
3. 契約金額、変更前が 3 億8,683万6,560円、変更後 4 億3,460万6,040円。

4. 契約の相手方、岐阜県下呂市森191番地1、曙開発株式会社代表取締役 松田秀弘。

平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。下呂庁舎耐震補強等工事（建築）の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

1枚めくっていただきまして、8ページをお開きください。変更内容の説明資料でございます。

1. 仕様書番号、建工第1号。

2. 工事名、下呂庁舎耐震補強等工事（建築）。

3. 契約金額、変更前ですが3億8,683万6,560円、変更後4億3,460万6,040円、増額4,776万9,480円。

4. 変更理由・内容でございます。庁舎の正面玄関（車寄せ）に設置のひさしにつきまして、耐震性が劣ることから補強工事を追加します。防火設備につきまして、一部建築基準法施行令に定める基準を満たさない箇所があったため、対策工事を追加します。そのほか、非常用発電設備の追加に伴う発電機及び補給タンクの基礎工事の追加や、内装工事について、間仕切り等の仕様が変わったことに伴う変更が主なものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也議員。

○13番（中島達也君）

皆さん、お疲れさまです。

庁舎の耐震改修に伴って、この議場も非常に快適になりまして、改めてお礼を申し上げます。

それでは、今総務部長からお話があった中で、ちょっと何点かお聞きしたいんですが、まず、ひさしの耐震性ということなんですが、今回の目的は耐震工事ということで、ひさしも建物の一部というふうに自分としては理解しているんですが、なぜ最初からそういった設計がなされていなかったのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

また、非常用の発電設備の追加ということなんですが、これも当初計画から追加するということで、容量をアップするということなのか、この辺の説明もお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議員御指摘の点は、そのとおりかと思えます。耐震ということであれば、当然ひさしというこ

とも出てくるかと思えます。

ひさしにつきましては、この庁舎ができた後に一部上積みされた部分がありました。そして、基本的に最初の耐震工事ということでは、本体の耐震性の強化というところに主眼が置かれておりましたので、ひさしにつきましてはの今後の扱いということにつきましても十分なまだ協議がされていなかった、場合によっては、そのひさしの補強された部分につきましては撤去させていただくというような考えも当時ございました。そうした中で工事をやっていく中で、本体とのひさしのかかわり、それからひさしを残したらいいのかどうかというようなところの協議、これをしていく中で、今回改めてそのまま残すということで耐震補強をするというところでございます。十分な説明になっていないかとも思いますが、そういう流れの中での今回の補正ということですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから非常用発電設備につきましては、現在設置されておる発電設備のほうは大変出力のほうは大きいんですけども、持続性という意味で十分な時間の稼働が難しいという機種でございます。機械につきましては、やはり最近の防災情勢の中で、ある程度の日数はそれでカバーしなければならないということもございまして、今回この非常用発電設備を使える間は残すんですけども、それが使えなくなりましたら、今回整備するもので長時間使えるということで対応させていただくということの変更でございます。これにつきましては、昨年、12月でしたか補正のほうでも計上させていただいた経緯がございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今井政嘉君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

今、御説明いただいて、ある程度理解はできました。4億近い総額の耐震工事の中で、5,000万というのは非常に大きな追加だというふうに思っております。ひさしの耐震がどのぐらいの事業費なのか、ちょっとお聞きしておきますし、また最近、今回のことばかりじゃないんですが、こういった事例がちょこちょこありますので、誰がチェックするのか、誰が精査して正式な工事発注をするのかということも、最近庁内の中での専門性という部分の中で、ちょっとこれでもいいのかなというようなことが非常に多く感じるがございますので、これからの職員の人事計画なんかも、やはり専門性を高めていただくようなことも非常に大事ではないかというふうに思っております。

それでは、ひさしの関係だけの、工事金額だけ。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

ひさしの部分の補強につきましては、1,050万でございます。

それから、職員のあり方につきましては、議員御指摘のようにやはり専門性も高めていかなけ

ればいけないということでございます。技術職の採用ということも進めておりますけれども、なかなか難しいところもございます。やはり内部のほうで研修を積む、人事異動で職員を育てていく、そういったところを今後も続けていきたいなというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（今井政嘉君）

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

ある意味で関連をしておるかと思っておりますけれども、5,000万弱の補正ということで、これは非常にこういう庁舎の耐震化、こういう改造というものは、見ておると、働く人は一生懸命やってみえますけれども、大変な工事だったなあと、これは感想として思います。

そうした中で、あくまでも公の施設という観点からすると、やはり今も話が出ておりましたけれども、5,000万という補正はいかかなものかなあという感が否めません。そうした中で、やはりこれからもこういう施設については、いろいろな意味で見落としとか、そして、こういうところをこうする、こうすべきではなかったかというようなことが出てくる可能性が非常にあると思っておりますが、やはり最終チェックとして、もうしばらくは、これだけの改修をして終わったんだから、そういうことのないように最終チェックをしっかりとやって、一つのしっかりとした区切りをつけていただきたいということを、あわせて申し上げておきたいと思っておりますが、どうか、やはり公という観点からすると、これは個人でこういうようなことを考えると非常にウエートの大変なことだというふうに思っておりますので、一つその辺もしっかりとチェック機能を果たしていただきたいと思っておりますが、その辺についての考え方をお示しいただきたいと思っております。

○議長（今井政嘉君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま13番、また9番議員から御指摘がございましたけれども、当初設計しておったところからいろいろな変更がございまして、本当に追加工事で、金額だけではございません。期間につきましても9月までかかるということであり、本当に皆さんには御迷惑をおかけしておるところでございます。しっかりその辺も精査しながら、予想外で出てくることは確かにありましたけれども、しかしながらやっぱり専門的のプロパーが不足しておるということも本当に市にとっては痛手ではないかと考えております。その辺はしっかり、横断的な部分を含めて今後やっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

今回の工事の担当ですけれども、基本的にソフト部分といいますか、各機関との調整といった部分につきましては、総務部のほうで対応させていただいております、技術的な観点につきま

しては建設部のほうの職員にかかわっていただいております。

毎週、工程会議を通す中で、関係職員も参加しながら事細かに詰めていくわけなんですけれども、何といたしまして、やはり改修工事というものの難しさというのを私もちょっと改めて感じおるところでございますが、当初の計画は甘かったと言われれば、本当にそここのところをうまく説明する部分は少ないんですけれども、確かに耐震性を重視してやらせてもらってきたんですけれども、それをやる中で、どうしても今このタイミングで直さなければならないというところも出てきておるところです。各関係機関としっかり協議しながら、一人の判断ということではなくて進めてきましたし、これからも最後の詰めのところでございますので、重々注意してやっていきたいなというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（今井政嘉君）

8番 中島博隆君。

○8番（中島博隆君）

せっかく耐震工事がこうやって進んでいく中で、内装工事も大分できております。そんな中で、一点、二点ほどちょっとお願いしておきますけれども、まず、せっかくこれだけ高齢化社会の流れの中で、この庁舎にエレベーターがつかます。やっぱり高齢化になって不自由な人が、トイレを使わすと思ったときに、高齢者の身体障がい者のトイレというのが、あの中へ入ると、一番奥にあるんやね。3つある男の。3階の奥に。手前についたのかな。奥にあるはずなんですよ。前が胸が当たったりして倒れるようにね。それが、設計段階でこれだけいい耐震施設をつくったときに、やはり高齢者を大事にするためには、トイレというのは一番近いところで高齢者が使えるような状態のトイレをつくってもらったほうがよかったかなと思いますし、もう一つ、皆さんも気づいたと思いますが、トイレの向かい、手すりの上に段がありますけれども、よくそういうところに公の施設なんかへ行くと、手荷物を載せたいという人がいますが、ちょっとそこも狭かったかなというふうな思いがあります。そういうところが、設計段階から建設するまでに、そこら辺が気づけなかったのかどうかというのを一つお伺いしておきます。

○議長（今井政嘉君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

今のトイレですけれども、多分車椅子対応になっているために、トイレをする部分、用を足す部分については奥まっておるという、通常、用を足す部分については、どこの公共の施設についても奥まった中での設置が一番障がいの方に対しては使いやすくだらうということで、そういう設計になっていると思います。

○議長（今井政嘉君）

済みません、8番議員が言いたいのは、多目的トイレはあるけれども、そうじゃなくて副市長はわかんないかもしれないんですけど、男性用トイレの手すり、小便器に対する手すりの位置が、

手前のほうがよかったんじゃないかということでございますので。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

今、副市長も申し上げましたように、各階にそれぞれ体の不自由な方が使われる、車椅子も入れるというトイレをそれぞれ整備しております。それは車椅子だけではなくて、健常者の方も当然使えるトイレということをつくっておるということも一つの要因ではあるんですけども、議員御指摘のように男性の小便器用の手すりが一番奥にあるという御指摘です。確かに、3つあるトイレの一番入り口から遠いところのトイレに手すりがついておるということで、足の多少不自由な方が使われるときにはできるだけ近いところにあったほうがいいだろうという御指摘をいただいております。現在、業者とその辺は打ち合わせをしております、それをつけかえられるのかどうか、つけかえた場合にどういう影響があるのかどうかということも含めて、今協議をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（今井政嘉君）

8番 中島博隆君。

○8番（中島博隆君）

公の施設、どこへ行ってもやっぱり男性の小便器の手すりというのは近いところにありますので、やはりそこら辺は業者と意見交換していただいて、できるものならやっぱり近いところに設置してもらったほうが僕はいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。手すりの部分は何か思ったことはありましたか。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

もう一点、荷物置き場の件につきまして、構造上の問題もあろうかと思ひますけれども、一度これにつきまして再度検討・協議をさせていただきたいなというふうに思ひます。

○議長（今井政嘉君）

ほかに質疑はございませぬか。

[挙手する者あり]

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

今の関連なんですけれども、この約5,000万の工事の内容、玄関のひさしについては1,050万、あとの約3,700万については、どういう中身になっているのか、まずお聞きしたい。

そして、前回は委員会でこの庁舎に関するアスベストの部分が追加になるという話をされました。そのときも私指摘をいたしました、設計が行われておって、何十年前前に設計があつて、その仕様書で、恐らく耐震工事をやりながら仕様書も当然見ますので、その仕様書を見たときに

アスベストが含まれているのか含まれていないのかというのは、これは設計士でしたら容易に想像がつくわけです。ですから、全ての公共の施設は今までもそうですけれども、アスベストに関してはもうほとんど追加で、行き当たりばったりなんですよ。だから、なぜ当初の設計から含めて、そういった部分の予定を組むことはできなかったのかということです。それについて、今の中身と、アスベストの予定設計ができなかったか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議員御指摘の、まずアスベストにつきましては、確かに前回御指摘いただいております。

今回このアスベストにつきましては、昨年12月に補正予算をしていただいて、3月定例議会で変更契約を、まずアスベストだけやらせていただいたという経緯がございます。その後、建設部とも協議をさせてもらっておりまして、設計の段階で調査をするということも大変必要性があるかと思っております。図面上での確認で、これは間違いなくアスベストが含まれておるということであれば、事前に設計の段階でそれをやらせていただくということにつきましては、あの後でございますけれども、今建設部とそういう調整をさせていただいております。

こちらの建物につきましては、工事が始まってからの調査ということになってはおりますが、今後そういったものは十分注意していきたい。ただ、なかなか判断が難しい部分につきましては、設計でそこにお金をかけるのか、実際の工事の中で調査を含めていくのかということについては、もう少し現場と詰めなければならない部分があるのかなというふうには思っております。

それから、先ほど玄関屋根の金額につきまして申し上げましたが、全てではないんですけれども、先ほどの防火扉の設置につきましては493万ほどです。それから、発電設備の基礎工事につきましては、ちょっと少額ですが91万でございます。それから、2階フロアの間仕切りにつきましては、カウンターの一部撤去等も含んでおりまして524万8,000円を見ております。それ以外でございますけれども、外壁のひび割れの補修工事が110万7,000円ほど、それから地下に書庫がありまして、これは可動式の書庫なんですけれども、この書庫を一度移動させなければならなかったんですが、それをまた、設計では元に戻すということで考えておったんですけれども、移動をする際にこの書庫もかなり老朽化が来ておりまして、元に戻すのは大変難しいということで、新たに書庫を設置するというので約300万ほどを見ております。そのほか、階段の手すりの設置であったり、カーテン・ブラインド関係のつけかえであったり、それから庁舎内の案内表示、それからパーティションの追加等々で約1,700万ほどを見込んでおります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政嘉君）

10番 一木良一君。

○10番（一木良一君）

今、明細、中身についてお聞きをいたしました。

まず最初に感じた感想ですが、先ほどもどなたか言っておられましたけれども、やはり行き当たりばったりと言いますか、言い方は悪いですが、もう少ししっかりと調査して、そして予算をはじくという姿勢が足りないんじゃないかなと。こういった工事は大変難しい工事です。設計士においても、施工業者においても当然落ちもありますし、予想できないところもあるわけです。これは理解できますけれども、ただ工事費の大体1割が追加になるというようなことは、やはりもう少し執行部もそうですし、その辺を設計士もやはり執行部がしっかりと中身を、真意を伝えていただいて、より正確な金額を出していただくということが大事であると思います。何せこれは税金を使ってやることですので。私がほかの庁舎でも感じたのは、例えばこの庁舎でもそうですけれども、内装が、例えば具体的に言いますと、天井が新設のところと古いところとちぐはぐに、継ぎはぎ状態で今回整備されておるんですね。馬瀬でもありますし、小坂でもありますし、この庁舎でもあるわけです。天井材、そして中の壁材も継ぎはぎの状態でご改修されておるわけですが、それは、私は節約という観点では非常に大事なことであります。ですから、そのまま生かせる材であればそのまま生かしていただいて、古い部分は変えてもらう、それは大事なことやと思うんです。しかし、それくらい細かく設計して施工してやっておる中で、大きなものが見落としになっておったり、行き当たりばったりでこういった金額が出てくる。これは5,000万ですね。アスベストもそうです。ですから、そういうことでは、やはり市民から理解されにくいというふうに私は思いますので、今後やはりその辺を気をつけていただきたいし、そしてちょっと追加部が、例えば5%、3%とかというぐらいでしたらいいですけど、1割超ということになりますと、これはやっぱりもう少し計画段階から慎重に構えていただきたいということ、以上お願いしておきます。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

御指摘いただいた点、今後の工事につきまして、確かに耐震改修工事というのは非常に難しいところはありますけれども、やはり想定されるものにつきましては、できる限り当初の段階でしっかりと精査をした上で設計に臨んでいくということで今後やらせていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

7番 宮川議員。

○7番（宮川茂治君）

今、いろいろ意見が出ましたんやけど、ただこういう形でやっぱり見積もりが違っておったというふうなこと、それがいろいろな疑問が出てくるわけだから、そういうことのないようにやっぱりきちっとやっていくということを一とつ考えてもらいたい。これは金額的にも大きい問題だし、実際に。だからそれはやっぱりいろんな疑問が出てくるわけだから、その辺をしっかりと捉えて、最初の見積もりをするときにしっかりと捉えてやっていくということをやってもらいたい。

そうせんとやっぱり疑問が生まれてくるからね。ひとつ頼むで。それだけのこと。

○議長（今井政嘉君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

ただいまの御意見でございますけれども、先ほどから答弁しておりますけれども、耐震改修による工事進捗の中で出てくることもございますし、言いましたようにチェック体制については厳しく今後はやっていきたいと思っておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第80号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって議第80号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第80号 下呂庁舎耐震補強等工事（建築）請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

◎議第81号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

日程第8、議第81号 旧下呂町一般廃棄物最終処分場法面崩壊防止工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議第81号の提案説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（岩佐 靖君）

9ページをお願いいたします。

議第81号 旧下呂町一般廃棄物最終処分場法面崩壊防止工事請負契約の締結について。

旧下呂町一般廃棄物最終処分場法面崩壊防止工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1. 工事名、旧下呂町一般廃棄物最終処分場法面崩壊防止工事。
2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。
3. 契約金額、1億6,038万円。
4. 契約の相手方、岐阜県下呂市少ヶ野461番地1、今井建設株式会社代表取締役 今井紀彦。
平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。旧下呂町一般廃棄物最終処分場法面崩壊防止工事の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次のページでございます。

10ページは、入札執行結果公表一覧表でございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明をいただきました議第81号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第81号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第81号 旧下呂町一般廃棄物最終処分場法面崩壊防止工事請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

◎議第82号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

日程第9、議第82号 財産の取得についてを議題といたします。

議第82号の提案説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の11ページをお開きください。

議第82号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 取得する財産、高規格救急車、1台。
2. 取得の方法、指名競争入札。
3. 取得価格、3,438万7,200円。
4. 取得の相手方、岐阜県高山市昭和町3丁目178、丸新消防株式会社代表取締役 谷口欣也。
平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。下呂市消防本部中消防署に配備の高規格救急車が購入後11年を経過し、経年劣化のため災害対応に支障を来している。高規格救急車を再配備するための予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買い入れ」に該当するためでございます。

1ページめくっていただきまして、12ページ、入札執行結果公表一覧表でございます。

入札価格、入札結果はこちらに記載の内容でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 中野憲太郎君。

○14番（中野憲太郎君）

ただいまの議第82号につきまして、今提案理由も述べられましたし、私はこの高規格の救急車に対して反対するものでもございません。ただ、こういう説明を、ずっとそうですけれども、本日初日に採決をする案件の場合は、やはり提案書が前から出ておるわけですので、初日の即日案件なんかに対しては、もっとスムーズな答弁を、先ほどの耐震、そして今、工事発注もございました。地元の10社の工事発注もございましたけど、もう少し丁寧にやって、当然その日の採決に向かっているかなければ、これは閲覧用ですので、当然関係者は見られるわけですね、閲覧用として書いてあるわけだから。これについてお尋ねしますが、今、指名理由もおっしゃいません。指名理由というのは、地理的要件、指名停止の有無を総合評価し、5月1日の指名業者、これは3社しかないのか、そして1社が辞退して2社になったのか、落札の、先に中を見ますと96.4%で落ちております。下呂市の物品の入札は大体7社から8社、5万円ぐらいの入札をやって、7社か8社、市内の業者を入れて、60%か70%ぐらいだと思います。これは総務部長が聞けばすぐわかると思いますけど。それが、当然こういう特殊な自動車を入れるので、当然だと私は今までの消防車もそうですので、別に反対ではありません、必要ですので当然更新をしていただきたいんですけども、こういう形になっていくのか。2社、3社だけしかないのか。そして1社が辞退で2社で落札がされて96.4%という価格でいく。こういう点をもう少し丁寧に説明して、初日採決に向かっているかなければ、先ほどもそうでしたけど、いろんな課題がある中で、すぐ我々は賛否を問われるわけですので、その辺に対してはどうですか。これ、総務部長にもお答えしていただきたいし、今の消防長にもお答えいただきたい。

○議長（今井政嘉君）

消防長。

○消防長（田口伸一君）

ただいま御指摘の件につきましては、指名委員会のほうでも丁寧に御審議をいただいた上で選定しております。高規格救急車につきましては、大変高度な医療器具を積載するという点、また、車両の改装工事につきまして、またその辺も大変丁寧な工事をしていただく必要があります。こういった結果になっておりますことを御了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

業者の選定につきましては、私も入っております業者選定委員会のほうで審議をさせていただいておるところです。通常の車両のみの購入であれば、市内の関係業者全てから見積もりをとるといふことなんですけれども、こういった特殊車両につきましては、いろんな複雑なその

後の改装といいますか、つくり直しが出てきますので、関係業者に絞られてくるというところ、それから、当然その後のメンテナンスということも出てきますので、こういった業者選定になっております。自分たちはやはりできる限り、まず地元が優先ということで、あとは広く門を広げてやりたいなというところで、今後も検討しなければいけないというふうに思っております。

それから、議案の説明につきまして、確かにこの場での議決をいただくということにつきましては、もう少し丁寧な説明、詳細な説明というものを、今後やはり考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今井政嘉君）

14番 中野憲太郎君。

○14番（中野憲太郎君）

ちょっと今、総務部長、私が質問したものに対する答弁としては、私は地元の業者を高規格救急車を入れるのになぜ入っていないかなんてことを全然聞いておりません。ただ、こういう特殊な自動車が、下呂市の指名業者としては3社があって、1社は辞退されて2社しかないのか、そういうことを聞いておって、あとは辞退されたとかそういうことは書いてありませんので。私が聞くのは閲覧用ですので、先ほども言いましたけれども、これは全部関係者が見られるわけですので、その中で我々はきょう賛否を問うわけですよ。ですので、これだけの業者しかいないのかと。ただ地元のこういうのに、地元の下呂市内の自動車関係の業者さんがなぜ入らないのかなんてことは聞いておりませんし、当然特殊な自動車ですので、こういう関係の業者さんが入られるのはわかっておるんです。だけど今まででも、2社、こういう場合はちょっと異常ではないかということをもって質問しておるわけです。

○議長（今井政嘉君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

失礼しました。質問の意図と違う答弁になりまして、申しわけございません。

市はやはり指名願というものを受けております。その中で市の基準もございまして。今回、登録のあった業者の中で市が選定させていただいたのは、これだけということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今井政嘉君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま御説明いただきました議第82号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第82号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第82号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、13番 中島達也議員の欠席により、出席議員は13名であります。

会議を続けます。

◎議第83号から議第91号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第10、議第83号 字の区域の変更について、日程第11、議第84号 調停の成立について、日程第12、議第85号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第86号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第87号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、日程第15、議第88号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第89号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第90号 財産の譲与について、日程第18、議第91号 財産の譲与について、以上9議案を一括議題といたします。

初めに、議第83号について提案説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

よろしくお願ひいたします。

13ページをお開き願ひます。

議第83号 字の区域の変更について。

土地改良法による県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業）の施行に伴い、別紙のとおり字の区域の変更をしたいので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成30年6月1日提出。

提案理由でございますが、県営中山間地域総合整備事業（益田北東部地区大町工区）の施行に伴い、字の区域を変更しようとするものでございます。

2枚めくっていただきます。位置図をごらんください。

この大町工区の場所でございますが、国道41号線、萩原町地内、久津八幡神社を越えた先のJRの線路を挟んだ東側のところにあります1.4ヘクタールほどの地区になります。

1ページ戻っていただきまして、14ページをごらん願ひます。

中段の変更調書で御説明いたします。

(1)萩原町上呂字上ノ田に変更する区域。萩原町上呂字大町2589、2590、2591、2592、以上の土地及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部を、この萩原町上呂字上ノ田に変更するものでございます。

もう1点。萩原町上呂字大町に変更する区域でございますが、萩原町上呂字林1866-2、1868及び萩原町上呂字荒井畑の2068-3、以上の土地を萩原町上呂字大町に変更するものでございます。

16ページ以降に、変更大略図とか換地図等を添付しておりますので、またごらんいただければと思います。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第84号について提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（澤田勤之君）

議案書の19ページをお開きください。

議第84号 調停の成立について。

調停を成立させたいので、議会の議決を求める。平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。岐阜簡易裁判所平成30年(ユ)第1号滞納賃料請求調停事件に関し、同裁判所から調停条項が提示され、早期かつ実効性の高い回収方法であることを勧告し、権利の放棄を含む調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

調停の成立について。

1. 当事者、申立人、岐阜県下呂市森960番地、下呂市長 服部秀洋。相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

2. 事件名、岐阜簡易裁判所平成30年(ユ)第1号滞納賃料請求調停事件。

3. 事件の概要、相手方は事業中止により、下呂市所有の貸付建物3棟に係る平成28年1月から平成31年12月までの賃料1,402万8,200円の支払いが困難となった。このため、早期かつ実効性の高い回収方法を相手方と話し合うため、下呂市は岐阜簡易裁判所へ調停を申し立てた。

4. 調停条項、(1)相手方は、申立人に対し滞納賃料として1,402万8,200円の支払い義務があることを認める。

(2)相手方は、申立人に対し、本日、相手方の前項の債務の弁済にかえて、相手方の有する別紙物件目録記載の土地の所有権を譲り渡し、申立人はこれを譲り受ける。

(3)相手方は、申立人に対し、前項の土地につき平成30年4月23日付代物弁済を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は申立人の負担とする。

(4)当事者双方は、前項の代物弁済に対する清算義務は存在しないことを相互に確認する。

(5)申立人は、その余の請求を放棄する。

(6)申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し本調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7)調停費用は各自の負担とする。

なお、別紙物件目録は、次ページのとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第85号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

議第85号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。平成30年6月1日提出。

提案理由。下呂市地域コミュニティ施設である下呂市火打集会所について、公の施設の見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運営を可能にすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。条例要綱でございます。

1. 改正理由につきましては、今ほどの提案理由と同じでございますので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市火打集会所を下呂市地域コミュニティ施設から除外します。第2条関係でございます。

(2)この条例は、平成30年7月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第86号及び議第87号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の25ページをお開きください。

議第86号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。本条例で定める「重度心身障がい者」の定義において、精神障害者保健福祉手帳3級所持者の本人の取得要件を、前年度所得が市民税所得割の課税される額未満とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明しますので、28ページをお開きください。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。本条例で定める「重度心身障がい者」の定義において、身体障害者手帳4級所持者、療育手帳B2所持者、精神障害者保健福祉手帳3級所持者の本人の所得要件を、前年度所得が市民税所得割の課税される額未満とします。当該助成制度中、重度心身障がい者において、下呂市単独で助成する方の所得の要件を統一するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要でございます。(1)これまで精神障害者保健福祉手帳3級所持者については、岐阜県が助成する重度心身障がい者（身体障害者手帳1から3級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者）と同様の所得要件でしたが、市単独で助成の対象となる各手帳所持者の所得要件を統一するものでございます。第2条関係でございます。

この条例は、平成30年10月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、29ページをお開きください。

議第87号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について。

下呂市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。平成30年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、その一部が平成30年4月1日の翌日以降に施行とされたことに伴い、当該条例等の一部を改正するものでございます。

少し飛びますが、59ページをお開きください。

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱でございます。

改正理由です。平成30年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律のほか、関係する政令、省令がそれぞれ公布されました。その一部が平成30年4月1日の翌日以降に施行とされたことに伴いまして、当該条例等の一部を改正するものでございます。

2. 概要でございます。(1)控除対象配偶者の定義変更に伴いまして、対応する規定を改めます。また、平成33年度分以降の個人市民税について、障がい者、未成年、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を10万円引き上げること及び均等割非課税限度額並びに所得割非課税限度額を10万円引き上げることが規定します。第1条による改正中第24条、制定附則第5条関係でございます。

(2)平成33年度分以降の個人市民税の所得控除について、基礎控除額に所得要件を設けることを規定します。第1条による改正中第34条の2関係でございます。

(3)平成33年度分以降の個人市民税の調整控除について、所得要件を設けることを規定します。第1条による改正中第34条の6関係でございます。

(4)平成31年度分以降の個人市民税について、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴い、対応する規定を改めます。また、地方税法施行規則の改正に伴い、引用する項番号を改めます。第1条による改正中第36条の2関係でございます。

(5)法人の市民税の申告納付について、資本金1億円超の大規模な普通法人等に対し、平成32年度分以降の法人市民税について、電子情報処理組織eLTAX、これは地方税の電子申告でございますが、これにより、次のページに移りまして、提出することが義務化されたことに伴い、対応する規定を改めます。なお、人格のない社団等は除くこととします。この人格のない社団というのは、法人でない社団もしくは財団という位置づけでございます。第1条による改正中第23条、第48条関係でございます。

(6)地方税法施行規則の改正に伴い、引用する項番号を改めます。第1条による改正中第53条の7、第54条関係でございます。

(7)製造たばこの区分を設けることを規定します。第1条による改正中第92条関係でございます。

(8)第92条の改正による条ずれに伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第92条の2、第96条関係でございます。

(9)加熱式たばこの喫煙用具であって加熱による蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、前二者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者、その他これらに準ずる者として、総務省令で定める者により売り渡し、消費等又は引き渡しがされたもの及び輸入したのものについては製造たばことみなし、その区分は加熱式たばことすることを規定するものでございます。第1条による改正中第93条の2関係でございます。

61ページをおめくりいただきまして、(10)加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、現行の重量1グラムごとに紙巻きたばこ1本に換算する方式から、重量と価格を紙

巻きたばこに換算する方式に改めます。なお、移行にあたっては、平成30年10月1日から5年間をかけて5分の1ずつ段階的に移行します。

太い矢印の上段、旧課税方式とあります。これは左右に分かれておりますけれども、それぞれ全て重量1グラムごとに紙巻きたばこ1本に換算する方式でございます。これをことしの10月から5年かけて5分の1ずつ段階的に移行するというのが下の段でございます。

重量0.4グラムごとで紙巻きたばこ0.5本に換算と、紙巻きたばこ1本当たりの平均価格で紙巻きたばこ0.5本分に換算すると。重量と価格を1対1の割合で換算をし、求めるというものでございます。第1条による改正中第94条関係、第2条から第5条による改正関係でございます。

62ページに移っていただきまして、(11)紙巻きたばこの場合ですが、市たばこ税の税率について、平成30年10月1日から3段階で引き上げることに伴い、対応する規定を改めます。平成30年10月1日から平成32年9月30日、1,000本当たり5,692円、平成32年10月1日から平成33年9月30日、1,000本当たり6,122円、平成33年10月1日からは、1,000本当たり6,552円、となります。第1条、第3条及び第4条による改正中第95関係でございます。

(12)第94条の改正に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第98条関係でございます。

(13)中小企業者が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、自治体の裁量で判断し、条例で定めた上で運用できるわがまち特例の導入に伴い、対応する規定を修正します。なお、課税標準の割合についてはゼロとします。第1条による改正中制定附則第10条の2関係でございます。

(14)租税特別措置法の改正に伴い、引用する条番号を改めます。第1条による改正中制定附則第17条の2関係でございます。

(15)下呂市税条例等の一部を改正する条例附則第5条において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用することに伴い、対応する規定を改めるものでございます。これは31年3月31日に改正するものを、半年、9月30日まで延ばしたということでございます。第6条による改正関係でございます。

(16)この条例は、平成30年10月1日から施行します。ただし、一部は平成31年1月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成32年4月1日、平成32年10月1日、平成33年1月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日及び生産性向上特別措置法施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行をします。附則第1条関係でございます。

(17)市民税、市たばこ税及び手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置について定めます。附則第2条から第9条関係でございます。

63ページに移りまして、(18)小売販売業者の手持品課税に係る市たばこ税について、実施時期と税率を下記のとおり定めます。平成30年10月1日 1,000本につき430円。平成31年10月1日 1,000本につき1,692円。平成32年10月1日 1,000本につき430円。平成33年10月1日 1,000本

につき430円。第6条による改正、附則第4条、第7条、第9条関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第88号及び議第89号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書64ページをお開きください。

議第88号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。介護予防拠点施設である上呂いきいきプラザについて、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。66ページをお開きください。

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同様でございますので省略させていただきます。
2. 概要、(1)上呂いきいきプラザを下呂市介護予防拠点施設から除外します。別表第1関係でございます。

(2)この条例は、平成30年7月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書67ページをお開きください。

議第89号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年6月1日提出。

提案理由。当該条例の基準となる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針により改正されたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明をさせていただきます。

69ページをお開きください。

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので省略させていただきます。
2. 概要、(1)学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童クラブ指導員の基礎資格として規定しているところ、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正します。第10条第3項第4号

関係でございます。

(2)放課後児童クラブの指導員の基礎資格について、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとされたため、5年以上の実務経験者で市長が認めた者を対象とすることを規定します。第10条第3項第10号関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。2議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第90号及び議第91号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の70ページをお開きください。

議第90号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。所在地、下呂市火打1820番地。建物名称、下呂市火打集会所。構造、木造一部・鉄骨一部二階建て。延べ床面積、257.53平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市火打1820番地、火打町内会、認可地縁団体でございます。代表者細江幹雄さん。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成30年7月1日。

平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

71ページをお開きください。

議第91号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、上呂いきいきプラザ建物及び土地。詳細は別紙となっております。

72ページをお開きください。

土地でございます。下呂市萩原町上呂字森667番2、宅地、134.32平米。以下3筆でございます。建物につきましては、下呂市萩原町上呂字森678番地1、上呂いきいきプラザ、木造平屋建て、252.37平方メートルでございます。

71ページに戻っていただきまして、2番目でございます。

譲与する相手方、下呂市萩原町上呂678番地1、上上呂区、認可地縁団体でございます。代表者 日下部鋭次さんでございます。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成30年7月1日。

平成30年6月1日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより、本9件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第83号から議第91号までの9議案につきまして、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第83号から議第91号までの9議案については、付託表のとおり所管の常任委員会に付託することを決定いたしました。

◎議第92号から議第101号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第19、議第92号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第1号）、日程第20、議第93号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、日程第21、議第94号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、日程第22、議第95号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、日程第23、議第96号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第24、議第97号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議第98号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）、日程第26、議第99号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第27、議第100号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、日程第28、議第101号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）、以上本10件を一括議題といたします。

初めに、議第92号から議第101号までの10議案について提案説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程されました議第92号から議第101号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う職員給与費等人件費に係る補正が主な内容でございます。また、これに伴う各会計間の繰入金、繰出金の調整もあわせて行っております。

議第92号、下呂市一般会計補正予算（第1号）の歳入では、ふるさと応援基金1月から3月分と、一般財源を補う財政調整基金の繰り入れが主なものでございます。歳出では、コミュニティー助成事業助成金、これは除雪機の購入でございますが、それや強い畜産構造改革支援事業、これは畜舎の整備でございます、の採択に伴う増額補正、クリーンセンター改築に伴う一般ごみ搬出処理経費の増額、国道41号屏風岩付近の改良に伴う追加経費が主なものでございます。

議第93号から議第101号までの各特別会計、企業会計の補正予算につきましては、先ほど申し上げましたように人件費に係る補正が主な内容となっております。

詳細につきましては、各担当部長が説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

それでは、議第92号及び議第93号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

平成30年度下呂市一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下呂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条は歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,608万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億2,608万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。平成30年6月1日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。

300万以上のみ補足説明をさせていただきます。

15款県支出金960万5,000円の増額のうち、県補助金810万5,000円は、強い畜産構造改革支援事業補助金、県内示1件分の増額分780万、教育費における清流の国ふるさと魅力体験事業採択による増額、4小学校、2中学校134万円が主なものでございます。

18款繰入金1億3,462万2,000円の増額は、一般財源を伴う財政調整基金繰入金1億円と、ふるさと応援基金、ことしの1月から3月分の繰入金3,462万2,000円でございます。

21款市債、1,270万円の減額は、県営かんがい排水事業が過疎対策事業債の対象外となったことによるものでございます。

続いて、3ページをお開きください。

歳出です。

歳出予算につきましては、4月の人事異動による給与費の補正と、これに伴います特別会計繰出金の調整を含めて、人件費に係る補正を計上しております。その他、ふるさと応援寄附金の財源充実に伴う財源更正を行っております。

それでは、これら以外の主な補正内容を説明させていただきます。

2款総務費は6,054万1,000円の増額で、ふるさと寄附、実績分の基金積み立ての増額3,462万2,000円、正職員退職に伴う臨時職員賃金の増額102万2,000円、コミュニティー助成事業助成金の増額150万円が主なものでございます。

3款民生費は1,398万1,000円の増額で、生活保護制度改正に伴うシステム改修委託料の増額282万9,000円、介護保険特別会計の人件費の調整に伴う繰出金の増額574万7,000円、健康館等のコスト削減を目指す空調システム変更などのための設計委託料の増額201万3,000円、他市保育施設への広域入所に伴う委託費の増額103万2,000円が主なものでございます。

4款衛生費は3,752万3,000円の増額で、産休・育休取得予定の保健師、栄養士の代替臨時雇用職員2名9カ月分の増額331万8,000円、人事異動に伴う国民健康保険特別会計（診療施設勘定）への繰出金の増額664万7,000円、クリーンセンターの安定運転のため、市外施設へのごみ搬出及び処理経費の増額1,101万5,000円が主なものでございます。

6款農林水産業費は1,470万8,000円の増額で、強い畜産構造改革支援事業の事業採択に伴う補助金の増額1,170万円、間伐等森林整備推進事業の除伐林家型地域森林整備事業補助金の増額30万5,000円が主なものでございます。

4ページをお開きください。

8款土木費の528万6,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額が主なものですが、増額分として国道41号屏風岩改良事業推進のための不動産鑑定委託料187万3,000円を計上しております。

9款消防費は783万3,000円の減額で、人事異動に伴う減額補正が主なものです。

10款教育費につきましても、人事異動等に伴う人件費の増額が主なものでございます。

14款予備費については、1,664万6,000円を増額補正するもので、今後の不測の事態に備え追加をしました。

5ページに移りまして、第2表 地方債補正でございます。

農林水産業債（県営事業負担金負担事業）の限度額を、6,420万円から5,150万円に減額補正するものでございます。これは先ほど債務のところでも申し上げました県営かんがい排水事業が過疎対策事業債から外れたということによるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

7ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

少し飛びますが、44ページをお開きください。

給与費明細書でございます。今回は、特別職の変更はございません。一般職の給与費明細書です。

上段の表(1)総括の最下段、比較欄をごらんください。

職員数7名の増は、他会計間の異動や、昨年末に作成しました当初予算予定者数との違いなどにより、結果的に7名増となったものでございます。これに伴い、給与費は2,476万9,000円の増額、共済費は共済組合負担金の増もあり505万2,000円の増額となっております。職員手当の内訳については、下表のとおりでございます。

少し飛びますが、51ページをお開きください。地方債の調書でございます。

下の表の一番右下が、平成30年度末の残高見込み額で230億5,212万8,000円となる見込みです。

以上で、平成30年度下呂市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算の説明をいたしますので、53ページをお開きください。

議第93号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも37億5,156万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。平成30年6月1日提出でございます。

54ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず上段は、歳入の補正です。

9款繰入金5,000円の増額は、ことし4月の人事異動に伴う職員給与費等の増額でございます。

下段は歳出の補正です。

1款総務費5,000円の増額は、1項総務管理費で人事異動に伴う職員給与費の減額14万3,000円と、2項徴税費で同じく賦課徴収職員の給与費14万8,000円の増額との差額でございます。

55ページから58ページは、当補正予算の事項別明細書、59ページ以降は給与費の明細書でございます。

以上で、平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(今井政嘉君)

続いて、議第94号及び議第95号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(岡崎和也君)

補正予算書63ページをお開きください。

議第94号 平成30年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ681万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億1,385万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成30年6月1日提出。

それでは、64ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、6款繰入金は4月の定期異動による職員給与費の追加に伴う一般会計からの繰入金で681万9,000円の増額で、内訳は小坂老健施設分751万7,000円の増額と、居宅予防サービス計画事業分69万8,000円の減額によるものでございます。

下段の歳出については、1款総務費161万6,000円と、2款サービス事業費520万3,000円の増額については、職員給与費に係る4月の定期異動に伴う給料、手当、共済費、負担金などの増減が主なものとなっております。

65ページからは事項別明細書、70ページからは給与費明細書でございます。

続きまして77ページをお開きください。

議第95号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）でございます。

平成30年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ493万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも34億5,773万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成30年6月1日提出。

次に78ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、4款国庫支出金は187万1,000円の減額、6款県支出金は93万6,000円の減額で、どちらも4月の定期異動に伴う職員給与費等の人件費分のうち地域支援事業交付金の減額でございます。

10款繰入金212万7,000円の減額は、1項一般会計繰入金107万2,000円と、2項基金繰入金105万5,000円によるものです。主に4月の定期異動に伴う職員給与、手当等の人件費分に係る国、県の負担割合及び繰入金の減額でございます。

下段の歳出につきまして、1款総務費493万4,000円の減額は、主に4月の定期異動に伴う職員給与費、手当等の人件費分の減額によるものです。

79ページからは事項別明細書、84ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして、御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第96号及び議第97号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、補正予算書89ページをよろしく願います。

議第96号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,275万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年6月1日提出。

90ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正で、歳入でございます。

主なものについて御説明のほうをさせていただきます。

1款につきましては、分担金及び負担金で898万3,000円の減額でございます。これは、奥田洞地内の橋梁添架工事の負担金の減額によるものでございます。

8款の713万8,000円の増額でございますが、これは水道管布設の補償費でございます。

続きまして歳出でございます。

1款でございますが、463万5,000円の増額は人事異動に伴う給与費等でございます。

3款施設整備費でございますが、76万6,000円の減額でございます。これは測量設計委託料の減額と工事費の増に伴うものでございます。

7款予備費でございますが、571万4,000円の減額でございます。これは、今回の1号補正の財源調整によるものでございます。

91ページからは今ほど申し上げました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

95ページからは給与費明細書となっておりますので、よろしく願います。

続きまして。99ページをお願いいたします。

議第97号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,802万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正でございます。

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成30年6月1日提出。

続きまして100ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

3款国庫支出金といたしまして288万円の減額でございます。これは、国庫補助金の内示額の

減額確定によるものでございます。

9 款市債360万円の増額でございます。これは、国庫補助金の減額によるものを市債という形で借り入れる形になるということでございます。主なものでございます。

続きまして歳出でございます。

1 款総務費でございますが、86万6,000円の増額でございます。これは4月の人事異動に伴うものでございます。

6 款予備費でございますが、14万6,000円の減額でございます。一次補正による調整でございます。

101ページ、第2表 地方債の補正でございますが、下水道事業債につきましては、限度額1億5,930万円を、1億6,290万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

103ページ以降は、今ほど申し上げました歳入歳出の事項別明細書となっておりますので、よろしく願いいたします。

107ページからは、給与費明細書、111ページは地方債の調書でございます。

表の右下でございますが、30年度末の残高見込みでございます。123億9,074万3,000円となる見込みでございます。

以上で、議第96号及び議第97号の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第98号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書113ページをお開きください。

議第98号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ496万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億9,916万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成30年6月1日提出。

それでは、114ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、1 款診療収入108万1,000円の減額は、4月の定期異動による産業医報酬がとれなくなったことによる減額でございます。

5 款財産収入60万円の減額は、4月の定期異動による医師住宅貸付収入の減額でございます。

7 款繰入金664万7,000円の増額は、4月の定期異動による職員給与費及び会計間異動に伴う職員手当等の増額が主なものでございます。

続きまして、同ページ下表、歳出でございます。

1 款総務費で527万6,000円の増額は、4月の定期異動に伴う職員給与費及び会計間異動に伴う職員手当等の増額が主なものでございます。

115ページからは事項別明細書、120ページからは給与費明細書でございます。

以上で、平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第99号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、補正予算書127ページをよろしくお願いいたします。

議第99号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成30年度下呂市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

第2款、水道事業費用は、23万2,000円の増額でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を21万1,000円増額するものでございます。平成30年6月1日提出。

130ページ以降は実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議第99号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第100号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書139ページをお開きください。

議第100号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について人事異動による給与等の減額により506万3,000円を減額補正し、補正後の額を2億4,616万1,000円とするものでござい

す。

第3条は、予算第6条に定めた職員給与を計上しております。平成30年6月1日提出。

次ページから149ページまではキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表となっていますので、お目通してください。

次に、150ページをお開きください。

予算実施計画明細書で補正額のほうを説明いたします。

実施計画明細書、支出の部の上から3段目の一般管理費の補正額506万3,000円の減額でございますが、これは人事異動に伴い、その下の給与から負担金までの6項目に減額がございましたので、合わせて506万3,000円の減額補正をするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第101号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤宗広君）

それでは、補正予算書151ページをお願いいたします。

議第101号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、平成30年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出につきまして、第1款病院事業費用、第1項医業費用を1,434万7,000円減額し、14億8,405万円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出につきまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費を275万円増額し、5,850万2,000円とするものでございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費を1,560万8,000円減額し、8億4,545万9,000円とするものでございます。平成30年6月1日提出。

それでは153ページをお願いいたします。

平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の支出につきまして、1項医業費用、1目給与費を1,760万3,000円減額し、8億9,422万4,000円にするものでございます。減額理由は、職員の異動による給料、職員手当等の減が主な理由でございます。

3目経費を325万6,000円増額し、2億7,090万4,000円にするものでございます。増減理由は、

ことし4月に運用を開始しましたNPO岐阜画像診断ネットワークセンターにCT、MRI画像データの読影を委託する委託料、そしてNPOの入会費用でございます。

続いて154ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出につきまして、1項建設改良費、2目無形固定資産購入費を275万増額し、279万6,000円にするものでございます。増減理由は、先ほど説明いたしましたCTやMRI画像データを送信するためのシステム用ソフトの購入費用でございます。

155ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、注記等でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより、本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第92号から議第101号までの10議案について、お手元に配付しております付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第92号から議第101号までの10議案につきましては、付託表のとおり、所管する予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（今井政嘉君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日2日か12日までは休会となります。次の議会は6月13日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時06分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月1日

議 長 今 井 政 嘉

署名議員 12番 中 島 新 吾

署名議員 14番 中 野 憲 太 郎